

平成23年度 国の予算編成並び に施策に関する要望

平成22年7月

全国町村議会議長会

目 次

第 1	地域主権改革の実現	1
第 2	町村財政の強化	3
第 3	議会の機能強化	8
第 4	監査機能の充実強化	12
第 5	農業・農村振興対策の強化	14
第 6	森林・林業・山村振興対策の強化	20
第 7	水産業・漁村振興対策の強化	25
第 8	中小企業振興対策の強化	29
第 9	環境保全対策の推進	32
第 10	情報化施策の推進と地上デジタル放送 への円滑な移行	36
第 11	地域保健医療の向上	38
第 12	医療保険制度の改善	41
第 13	老人保健福祉対策の充実強化	43
第 14	少子化社会対策の推進及び社会福祉対策の強化	45
第 15	教育・文化の振興	47
第 16	生活環境施設の整備促進	50
第 17	国土保全・防災対策の充実強化	52
第 18	地域改善対策の推進	56
第 19	交通体系の整備促進	58
第 20	北方領土の早期返還の実現及び竹島の領土権確立	60

第 21	国土政策の推進	62
第 22	特定地域の振興	64

第 1 地域主権改革の実現

地域主権改革を実現し、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくるためには、国と地方の関係を、国が地方に優越する上下の関係から、対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換し、住民主体の発想に基づいて改革を推進していかなければならない。

政府は、本年 6 月 22 日、地域主権改革の方向性を示す「地域主権戦略大綱」を閣議決定した。

大綱には、基礎自治体重視の観点から、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」、「基礎自治体への権限移譲」、「国の出先機関の原則廃止」、「ひも付き補助金の一括交付金化」などが盛り込まれた。

これらの実現のためには、「国と地方の協議の場」等を通じて地方と十分に協議し、地方の意見・提言を踏まえた政策を推進することが不可欠である。

よって、下記事項の実現を図られるよう強く要望する。

記

- 1 「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する

る法律案」、「国と地方の協議の場に関する法律案」及び「地方自治法の一部を改正する法律案」の早期成立を図ること。

- 2 国と地方の役割分担の見直しにあたっては、町村の意見を十分に踏まえ、一体的に権限・事務・財源の移譲を進めること。
- 3 地方分権改革推進委員会の第2次勧告及び第3次勧告で示された義務付け・枠付けの見直しについては、早急に実施するとともに条例制定権の拡大を図ること。
- 4 行政の簡素化を図るため、国の出先機関の廃止・縮小により国と地方の二重行政を解消すること。
- 5 法令によって都道府県から市町村へ権限移譲を行うにあたっては、市町村の名称のみで差を設けることなく、市町村と十分協議すること。
- 6 全国画一的な制度を見直し、町村の地理的状況や文化・歴史等を踏まえ、町村が主体的に選択、実施できる制度の検討を進めること。
- 7 地域主権改革に逆行する道州制は行わないこと。

第2 町村財政の強化

町村は、自主財源の乏しい中、自ら徹底した行財政改革を断行し、少子・高齢社会への対応、生活関連社会資本の整備、教育・文化の振興、農林水産業の振興、資源循環型社会の構築、国土保全などの諸課題に積極的に取り組んでいるが、依然として深刻な経済・雇用情勢が続いている。

こうした中で、町村がより自主的・主体的な地域づくりを進めるためには、税源移譲と偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築を進める一方、大都市への税財源の一極集中を是正し、地方交付税の復元・増額と合わせ、一般財源の充実確保が不可欠である。

よって、下記事項を実現するよう、強く要望する。

記

1 地方税等自主財源の強化

- (1) 地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小するため、国税と地方税の税源配分を歳出ベースに合わせることに。
- (2) 偏在性の少ない居住地課税である地方消費税の充実強化を図ること。

- (3) 東京への税財源の一極集中を是正すること。
- (4) 分割法人にかかる法人住民税については、課税標準にかかる分割基準に事務所又は事務所の固定資産を加える等の措置により配分割合の適正化を図ること。
- (5) 固定資産税が安定的に確保できるようにし、償却資産については、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益の關係に着目して課税されるものであり、事業の用に供している限り、一定の価値が存することから、現行の評価方法を堅持すること。
- (6) 地方税に影響を及ぼす国税の特別措置及び地方税の非課税措置を整理縮小し、町村税源の確保を図ること。
特に、固定資産税における非課税措置、課税標準の特例措置の整理合理化を図ること。
- (7) 町村にとって極めて重要な財源である自動車関係諸税（交付金を含む）については、現行の総額を確保すること。
- (8) 国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）及び施設等所在市町村調整交付金（調整交付金）を充実確保すること。
- (9) たばこ税の税率引き上げにあたっては、市町村に及ぼす影響を勘案し、現行税込総額を確保すること。
- (10) 入湯税は、温泉観光地の所在する町村にとって、環境衛生施設、消防施設等の設備や観光振興のための貴重な財源

となっていることから、現行制度を堅持すること。

- (11) ゴルフ場利用税は、道路整備や環境対策など、ゴルフ場所在町村の行政サービスと密接な関係を有し、本税の10分の7が町村の貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (12) 森林の公益的機能の持続的な発揮、そのための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るため、二酸化炭素排出源を課税対象とする新たな税財源として「全国森林環境税」を創設し、国民的支援の仕組みを構築すること。

2 地方交付税制度の改革

- (1) 地方交付税は地方固有の財源であり、その性格を制度上明確にするため名称を「地方共有税」に変更すること。
また、国の一般会計を経由せず「地方交付税（地方共有税）及び譲与税特別会計」に繰り入れること。
- (2) 地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成となるようにすること。
- (3) 地方交付税（地方共有税）の財源保障機能及び財政調整機能に則り、地方財政計画に町村の財政需要を適切に反映させ、地方交付税の総額を復元・増額すること。
- (4) 国の政策減税の実施に伴って地方の財源不足が生じる場合には、地方交付税（地方共有税）の法定率を引き上げ

ること。

- (5) 基準財政需要額の算定にあたっては、過疎、離島、豪雪等の条件不利地域の多様な財政需要を的確に反映するための割増算定の拡充を図ること。
- (6) 町村が人口割合に比べて広い面積を有し、国土保全、水源涵養、食糧生産、地球温暖化防止等に重要な役割を果たしていることを考慮し、人口を中心とした配分基準を是正すること。

また、現在、湖沼面積を自治体面積に含めて基準財政需要額を算定しているが、これを海域面積にも適用すること。

3 国庫補助負担金制度の改革

- (1) 総額は、少なくとも一括交付金の対象となる補助金・交付金等の額と同額を確保すること。
- (2) 地域間格差の是正策を推進するとともに、一括交付金については財政力の弱い町村に手厚く配分すること。
- (3) 一括交付金の制度設計にあたっては、離島・過疎等の条件不利地域に対する特別な補助金・交付金は、一括交付金の対象から除外し、国の責任において必要な額を確保すること。
- (4) 一括交付金化する「ひも付き補助金」の対象範囲、配分基準となる客観的指標の検討にあたっては、町村の意見を

十分取り入れること。

- (5) 一括交付金における国の事前事後の関与や申請手続・実績報告事務等は極力省略・簡素化を図ること。
- (6) 国庫補助負担金に係る地方公共団体の超過負担については、速やかに完全解消を図ること。

4 地方債の改善充実

- (1) 立ち遅れている社会資本整備を促進するため、地方債資金の所要総額の確保を図るとともに、良質な公的資金（特に、地方公共団体金融機構資金）を安定的に確保すること。
- (2) 高利の公的資金に係る地方債の繰り上げ償還及び金利の低減措置については、その条件を緩和するとともに、希望する全ての地方公共団体が対象となるよう運用の改善を図ること。

第3 議会の機能強化

地域主権改革を強力に推進するにあたり、地方公共団体の自由度を拡大し、自主性及び自立性を高めていくことが重要であり、そのためには地方公共団体の最終意思決定を行う町村議会の更なる機能強化が不可欠である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 議会の自由度の拡大

- (1) 議員定数の上限値は撤廃し、地域の実情に応じて地方公共団体が自主的に決定できるようにすること、長期間の会期を設定してその中で必要に応じて会議を開く方式を採用すること等、議会の組織・運営についての自由度の拡大を図ること。
- (2) 議会が自律的にチェック機能を発揮するため、議会の議決を要する工事・製造の請負、財産の取得・処分の政令基準を廃止し、条例で規定できるようにすること。
- (3) 地方公共団体が設立した公社及び出資法人等に対し、議会が自律的にチェック機能を発揮するため、政令基準を廃止し、条例で規定できるようにすること。

2 議会と長の関係の見直し

- (1) 二元代表制の下では、議会の招集権は本来、議会側にあるべきで、必要に応じて議会を機動的に開催できるよう、議長に招集権を付与すること。
- (2) 議会と長との機能バランスを図る観点から、長の不信任議決の要件を過半数若しくは3分の2以上まで引き下げるとともに、不信任議決に対抗する長の解散権行使は廃止し、長の辞職にとどめるよう制度を改めること。
- (3) 一般的再議権について、特別多数議決を単純多数議決に改めるとともに、長と議会両者の対立点を明確にするため、再議権の行使にあたっては、公聴会を開催するなど客観的基準を採用する制度に改めること。
- (4) 専決処分は、議会の議決権が軽視される一因となっているため、議会が「不承認」とした場合、その効力が存続するものは将来効力を失わせ、改めて提案させるなどの措置を義務付けること。
- (5) 決算が「不認定」の場合、再発防止、政策の変更、責任の所在の明確化について、長から議会への説明を義務付けること。
- (6) 予算のうち議会費については、議会側の提案をもとに予算を編成する制度とすること。

- (7) 地方自治法第96条第2項の法定受託事務の除外規定は、自治事務はもとより法定受託事務についても原則条例制定権が及ぶとされていることから、これを削除すること。

3 議会事務局体制の強化

議会の政策立案やチェック機能を強化するため、独立した議会事務局体制とするよう規定すること。

4 意見書の誠実処理

地方議会の意見書については、法令により誠実処理の義務を明文化すること。

5 地方議会議員選挙の活性化

- (1) 選挙権と被選挙権の格差をなくすため、被選挙権年齢を引き下げること。
- (2) 住民に身近な市町村の選挙については、候補者と有権者との戸口での質疑や討論を可能にする戸別訪問を解禁し、選挙の活性化と自由化を図ること。
- (3) 公営選挙を拡大するため、町村においても選挙運動用の自動車及び個人演説会告知・選挙運動用のポスターについては、市と同様、条例で無料とすることができるよう改めること。

6 公務災害補償制度の充実

地方議会議員の活動範囲及び責任の拡大等に対応し、議員が安心して職務に邁進できるよう、地方議会議員の公務災害補償についても、地方公共団体の長をはじめ一般職までの全ての常勤職における公務災害補償を地方公共団体に代わって行っている地方公務員災害補償基金において実施することとし、その充実を図ること。

7 議員年金制度の長期安定化

地方議会議員の年金制度は、設立以来40年以上にわたり、議員退職後の生活の安定に資するために大きな役割を果たしてきたが、市町村合併の大規模かつ急速な進展により、年金財政の収支が著しく悪化し、積立金の枯渇が予想される危機的な状況下にある。

このため、早急に年金財政の改善を図り、議員年金制度が長期的に安定した制度となるよう必要な措置を講じること。

第4 監査機能の充実強化

地域主権改革の推進に対応して、地方公共団体の公正で合理的かつ能率的な行財政運営を確保するうえで、監査委員の果たすべき役割はますます増大していることに鑑み、監査の独立性・専門性を強化するため、特に下記事項の実現を強く要望する。

記

1 監査委員の独立性の確保

監査機能の充実強化を図るため、監査委員は、地域の実情を踏まえ、議員・OBの選任制限を設けることなく、議会において選任できるように改めること。

2 監査体制の強化

監査の実効をあげるため、各地方公共団体に内部統制システムを構築し、監査と内部統制との連携や事務局体制の確立を図ること。

3 外部監査の見直し

監査対象から独立した外部監査を可能とするために、地方

公共団体共同による監査法人組織の設立について検討すること。

第5 農業・農村振興対策の強化

我が国の農業・農村は、過疎化・高齢化による担い手の不足の深刻化、耕作放棄地の増加、農村の活力の低下、国際化の一層の進展等の影響により、危機的な状況にある。

このような現状を打開するには、新たに策定された「食料・農業・農村基本計画」に示された、食料自給率の向上や食の安全・安心の確保など食料の安定供給確保、農業の持続的発展、農村の振興など農業の体質強化に向けた総合的な施策を展開することはもとより、農業・農村がもつ潜在能力を十分に発揮できるよう、思い切った農業政策を確立することが極めて重要である。

よって、下記事項の実現を図られるよう強く要望する。

記

1 食料・農業・農村施策の推進

- (1) 新たに策定された「食料・農業・農村基本計画」を着実に推進するため、所要の財源を確保の上、地域の実情に応じた施策を総合的かつ計画的に実施すること。
- (2) 新たな「食育推進基本計画」の策定にあたっては、地産地消の取組みの推進や地域農業の活性化に結びつく対策

を引き続き推進するものとする。

2 食の安全・安心の確保

- (1) 食品の安全を一元管理する「食品安全庁」の創設の検討にあたっては、町村、事業者及び消費者等と事前に十分協議すること。

- (2) 口蹄疫をはじめ家畜に係る伝染病については、発生の予防及び蔓延防止並びに必要な費用に対する財政措置の拡充を図るため、「家畜伝染病予防法」を早急に改正すること。

また、このたびの口蹄疫被害については、発生地域における消毒、患畜及び疑似患畜の殺処分・埋却に伴う費用及び損失補てん並びに他地域における防疫対策に要する費用を全額国が負担すること。

- (3) 米国産牛肉の取り扱いについては、安全性の確保に万全を期すとともに、消費者の信頼を得るための措置を講じること。

また、輸入食品に対する検査・検疫体制を抜本的に強化し、監視の徹底を図ること。

- (4) 輸入品を含めた多くの食品へのトレーサビリティ（生産流通履歴情報把握）・システムの導入を推進すること。

また、食品表示（遺伝子組換え食品を含む。）の適正化

を徹底するとともに、不正を見逃さない監視体制の抜本的強化を図ること。

3 地域農業の体質強化

- (1) 地域農業の実情に応じた担い手を育成するため、中核的な担い手となる認定農業者等に対する支援を強化するとともに、高付加価値農業への取組みを支援するための経営構造対策を推進すること。
- (2) 新規就農を促進するため、情報提供、技術・経営研修、雇用就農、資金貸付等の各分野にわたる総合的な対策を推進すること。
- (3) 優良農地の確保及び有効利用を促進するため、不在地主の農地等に対する適切な管理や耕作放棄地の発生防止・解消に向けた対策を強化すること。

また、農地法の改正により、農地の権利移動や遊休農地対策などの強化された市町村の役割を円滑に執行できるよう、実情に即した財政措置を講じること。

- (4) 米に対する戸別所得補償制度の本格実施については、我が国農業の将来を踏まえ、地域農業の担い手の体質強化につながる制度とすること。また、制度設計にあたっては、モデル事業の実施状況、生産者及び町村の意見を反映させること。

- (5) 米粉・飼料用米等の生産拡大により水田等を有効活用する取組みに対する支援を拡充するとともに、米粉・飼料用米等の需要拡大施策を推進すること。

また、米の転作作物への助成については、地域の創意工夫を生かせるよう自主裁量部分を設けること。

- (6) 麦・大豆等の畑作に戸別所得補償制度の導入を検討する際は、事前に生産者及び町村に十分意見を聴取するとともに、町村の負担とならないような制度設計をすること。

また、野菜、果樹等の生産農家に対する経営安定のための支援を強化すること。

- (7) 畜産業の継続的な経営安定のため抜本的な対策を講じること。

また、配合飼料価格の高騰に対応するため、配合飼料価格安定制度の適切な運用を図ること。

4 農業委員会の必置規制の緩和

農業委員会の「必置規制」を、地域の実情に応じて地方公共団体が自主的に設置できるようにすること。

5 農業基盤の整備促進と農村の振興

- (1) 「農地・水・環境保全向上対策」については、将来にわたって農業・農村の基盤を支え、環境の保全が図られるよ

う、地域の実情に応じた財政措置を講じること。

- (2) 農業生産基盤に係る災害を防止するための事業を推進すること。
- (3) 「鳥獣被害防止特措法」に基づき町村が作成した被害防止計画が円滑に実施できるよう、鳥獣被害防止総合対策交付金については、実施団体からの要望を踏まえ、早急に予算の増額措置を講じること。
- (4) 農村経済の発展に資するため、農業生産基盤と生活環境基盤の総合的な整備を推進すること。
- (5) 農産物からエネルギーや素材の供給という新たな役割が期待されるバイオマスについて、特に食料と競合しない稲わら等の未利用バイオマスの研究開発や利活用のための対策を推進すること。
- (6) 農村を活性化するため、グリーン・ツーリズムをはじめとする農村と都市との共生・対流を図るための対策を積極的に推進すること。
- (7) 中山間地域の多面的機能の維持・増進を図るため、自律的・継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた取組みに対する財政支援を充実すること。
- (8) 農業・農村の6次産業化の施策の実施にあたっては、農林水産業と商業、工業が連携する「農商工連携」を踏まえ、農業経営の所得向上及び農村地域の雇用創出等を講じる

こと。

6 国際交渉への取組の強化

- (1) W T O 農業交渉にあたっては、農産物輸出国と輸入国に適用されるルールの不均衡の是正など我が国の提案が最大限反映されるよう、積極的な交渉を行うこと。
- (2) E P A（経済連携協定）、F T A（自由貿易協定）交渉においては、我が国農業の実情に配慮した交渉を行うこと
特に、オーストラリアとの E P A 交渉にあたっては、農業・農村の公益的機能の発揮と国内自給による安全保障の確保を基本とし、米、小麦、牛肉、砂糖、乳製品などの重要品目を関税撤廃の対象から除外すること。

第6 森林・林業・山村振興対策の強化

我が国の林業は、国産材需要に回復の兆しがあるものの、担い手の減少や木材価格の低迷により、生産活動が停滞する厳しい状況にあり、これに伴い、間伐等の施業や伐採後の植林が行われない森林が増加するなど、森林の機能が著しく低下している。また、外資による山林取得が活発化しており、我が国の水資源・森林資源の保全がおびやかされている現状もある。

一方で、森林の有する自然災害防止、国土保全、水源涵養、といった多面的機能を恒久的に発揮させることが強く求められており、特に京都議定書に基づく温室効果ガス6%削減約束の達成には、森林による二酸化炭素吸収量の確保が不可欠である。

そのためには、昨年、政府が策定した「森林・林業再生プラン」が掲げる森林の多面的機能の発揮、林業・木材産業の再生、低炭素社会への貢献という三つの基本理念を着実に実践することが重要である。

よって、下記事項の実現を図られるよう強く要望する。

記

1 森林・林業施策の推進

- (1) 「森林・林業基本計画」に基づき、森林の多面的機能の発揮と林産物の安定的供給及び利用に関する目標の達成に向けて、森林・林業施策を総合的に実施すること。

また、基本計画の見直しにあたっては、厳しい現状にある町村の森林・林業・山村の実態を十分に踏まえて検討すること。

- (2) 「京都議定書目標達成計画」に掲げられた森林による温室効果ガス吸収量を確保するため、「地球温暖化防止森林吸収源 10 カ年対策」等に基づく吸収源対策を推進すること。

- (3) 森林の公益的・多面的機能を持続的に発揮させ、森林・林業対策を強化するため、新たな税財源として、全国森林環境税の創設など、国民的支援の仕組みを構築すること。

2 森林整備の促進及び森林保全の確保

- (1) 多様で健全な森林の整備・保全を図るため、新たな「森林整備保全事業計画」の実施にあたっては、放置森林や不在村地主の増大を踏まえ、目標の達成に向け着実かつ効果的な事業の実施を図ること。

また、間伐等の保育を適切に実施するとともに、広葉樹林化、針広混交林化、長伐期化等の森林整備を推進すること。

- (2) 官民一体となって適切な森林の整備・保全、国産材利用などの取組みを行う「美しい森林づくり推進国民運動」を積極的に推進すること。
- (3) 外資による大規模な山林取得が活発化している現状を踏まえ、我が国水源・木材資源の保全などの安全保障及び公益性の観点から、それらの取引に関する規制を強化すること。
- (4) 山林地域における地籍調査の進捗率が42パーセントと低いことから、調査を早急に推進し、所有権及び境界等の実態を把握すること。
- (5) 自然災害の防止、水源の涵養など国土保全の重要な役割を担う保安林の計画的な指定及び整備を推進するとともに、適切な管理を行うこと。
- (6) 「鳥獣被害防止特措法」に基づき町村が作成した被害防止計画が円滑に実施できるよう、鳥獣被害防止総合対策交付金については、実施団体からの要望を踏まえ、早急に予算の増額措置を講じること。

また、森林病虫害による森林被害を根絶するため、広範な防除対策を積極的に実施すること。

3 地域林業の体質強化

- (1) 持続的で健全な林業経営体を育成するため、林業・木材

産業構造改革を推進するとともに、金融・税制上の支援措置を拡充すること。

(2) 林業就業者の育成・確保に関する対策を充実させること。

特に、緑の雇用担い手対策事業については、引き続き実施すること。

(3) 地域林業の中核的役割を担う森林組合等の健全な育成を図るため、組織及び経営基盤の強化を推進するための必要な施策を講じること。

(4) 林業・山村の6次産業化の施策の実施にあたっては、林業経営の所得向上及び山村地域の雇用創出等を講じること。

(5) 山村を活性化し、豊かな山村社会の形成に資するため、基幹道路網の整備を促進すること。

(6) 都市と山村の共生・対流を促進し、山村の活性化に寄与するため、里山の再生・整備・利用を推進すること。

4 林産物の安定的供給

(1) 木材産業の事業基盤を強化し、国際競争力のある国産材を大量かつ安定的に供給するため、森林施業の集約化を推進するとともに、木材加工流通拠点施設の整備を促進すること。

(2) 国産材の需要拡大を図るため、国産材を利用した場合の

優遇措置や、国産材で公共・公用施設を新改築する町村に対する財政措置を講じるとともに、安全性を損ねない範囲で建築基準法等の規制を緩和すること。

5 国際交渉への取組の強化

WTO交渉やEPA、FTA交渉にあたっては、国内林業の経営に大きな影響を及ぼさないよう十分配慮すること。

第7 水産業・漁村振興対策の強化

水産物の世界的需要が高まる中、我が国の水産業を取り巻く環境は、水産資源の枯渇、漁業従事者の減少・高齢化による担い手不足、輸入の増大による水産物価格の低迷など極めて厳しい状況にある。

これら厳しい状況に対処するには、「水産基本計画」に基づく施策を着実に実施し、水産物の安定供給確保、水産業の持続的発展、漁村の振興など総合的な水産業施策を展開することが極めて重要である。

よって、下記事項の実現を図られるよう強く要望する。

記

1 水産業・漁村施策の推進

水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を図るため、「水産基本計画」に基づく施策を総合的かつ計画的に推進すること。

2 水産物の安全と安心の確保

- (1) 輸入品を含めた水産物の安全性を確保するため、生産段階から加工、流通段階に至る一貫した衛生管理体制を推進

すること。

- (2) 食品としての水産物及び水産加工品の安心を確保するため、生産履歴や原産地表示など適正な情報提供に関する施策を強化すること。

3 水産物の安定的供給の確保

- (1) 排他的経済水域内等の資源を回復させるため、TAC（漁獲可能量）制度等の適正な運営を図るとともに、資源回復計画の作成及び円滑な実施を推進すること。
- (2) 排他的経済水域内における外国漁船の違法操業を防止するため、監視・指導・取締体制を一層強化すること。
- (3) 栽培漁業、海面養殖業及び内水面漁業・養殖業の振興を図るため、「つくり育てる漁業」を推進すること。
- (4) 養殖業者等の安定的な経営を図るため、コイヘルペス等魚類防疫対策を強化すること。

4 漁場環境保全対策の推進

- (1) 漁場環境の保全を図るため、藻場・干潟の保全・造成を推進すること。
- (2) 有害物質、有害プランクトン等による水質汚濁を防ぐため、各種水質保全対策を強化すること。
- (3) 海上災害に起因する海洋汚染の未然防止策を徹底する

こと。

- (4) 内水面の生態系保全のため、有害生物や外来魚等の対策を推進すること。

5 地域漁業の体質強化

- (1) 我が国漁業を存続させ水産食料の安定供給を図るため、漁業用燃油価格が再び高騰する場合に備えて影響を軽減する補填措置、金融税制対策、省エネルギー型漁業の普及など必要な対策を講じること。

特に、漁業経営の安定経営改善のための融資制度を拡充するとともに、無担保・無保証人の「漁業緊急融資保証制度」を延長すること。

- (2) 「漁業所得補償制度」を導入する場合は、町村に負担が生じることのない制度設計を行うこと。
- (3) 水産加工業及び水産流通業の基盤強化を支援すること。
- (4) 漁業従事者の確保・育成を図るため、漁業技術の習得や経営管理能力の向上に関する支援を推進すること。
- (5) 「漁場漁港整備長期計画」に基づき、漁場・漁港の一体的な整備を推進すること。
- (6) 漁村を活性化するため、漁村の総合的な整備を行うとともに、ブルーツーリズムを推進し、漁村と都市との共生・対流を図ること。

- (7) 漁業・漁村の6次産業化の施策の実施にあたっては、水産業経営の所得向上及び漁村地域の雇用創出等を講じること。

第8 中小企業振興対策の強化

我が国経済を支えている中小企業は、一昨年の金融不況の影響を受け、依然として厳しい経営環境や雇用情勢に置かれている。

経済活力の源泉である中小企業を活性化し、地域再生を図るためには、地域産業の育成、人材の確保、中心市街地の活性化など総合的な施策を展開することはもとより、即効性のある経済対策を引き続き実行することが極めて重要である。

よって、下記事項の実現を図られるよう強く要望する。

記

1 地域産業の育成及び人材の確保

- (1) 中小企業を活性化し、地域経済の自立化を図るため、産業クラスター計画を推進すること。

また、「中小企業地域資源活用促進法」等に基づき、地域資源や技術を活用した新たな産業の創出や起業を行うための施策を充実すること。

- (2) 「中小企業新事業活動促進法」に基づき、中小企業における新連携、創業、経営革新への取組みを支援するための施策を充実すること。

(3) 伝統的工芸品産業の振興を図るため、技術の承継、意匠の開発を図るとともに、製作、販売の場の提供などに対し積極的な支援を行うこと。

(4) 中小企業の健全な発展のため、中小企業の中核を担う人材を確保・育成する事業を拡充すること。

また、商工会等の中小企業を支援する人材の確保とその資質を向上させるための事業を充実すること。

(5) 農林水産業者との連携により新商品の開発や販路の拡大を図る農商工連携については、地域経済の活性化につなげるための支援策の強化を講じること。

2 町村の中心市街地の活性化

(1) 地域中小小売店の振興を図るとともに、空洞化が深刻化している町村の中心市街地を活性化させるため、商業基盤設備及び商業施設の整備促進を図ること。

併せて、商店街活性化のための総合的な支援を行うこと。

(2) 大型商業施設の立地については、周辺市町村による広域調整による仕組みを導入するとともに、公共的見地に立った土地利用制度の確立を図ること。

3 中小企業金融対策の充実強化

資金繰りが悪化している中小企業の事業継続や雇用を守

るため、資金需要に十分対応しうる信用保証や融資制度の
拡充を継続すること。

第9 環境保全対策の推進

地球温暖化対策など環境問題が世界的な取組みとなる中で、政府は温室効果ガスの排出量を2020年までに1990年比で25%削減するという目標に向け、あらゆる政策を行う必要があるとしており、町村においても、地球温暖化対策を推進していくことが求められている。

これを実現するため、温暖効果ガスの排出削減、自然の恵みの享受と継承、3R〔リデュース（発生抑制）リユース（再使用）リサイクル（再利用）〕を通じた資源循環に重点を置いた施策を推進するとともに、町村が廃棄物処理や環境保全を総合的、計画的に展開できるよう、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 地球温暖化対策の推進

- (1) 町村が、その自然的社会条件に応じた地球温暖化対策の取り組みを推進できるよう、必要な税財政上の措置その他の措置を講じること。
- (2) 町村の「実行計画」に設定した温室効果ガス削減目標を達成できるよう、積極的な支援体制を構築するとともに、

環境教育を推進すること。

2 循環型社会システムの構築

- (1) 「第2次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、地域循環圏の構築を推進するための適切な措置を講じること。
- (2) 容器包装リサイクル制度を維持するため、循環型社会づくりの基本理念である拡大生産者責任の原則に基づき、デポジット制度の導入など事業者責任の強化を図るとともに、分別収集・選別保管にかかる町村と事業者の費用負担及び役割分担を確立すること。
- (3) 家電リサイクル法の見直しにあたっては、引き取りやりサイクル等に係る費用を販売価格に含めるよう検討すること。

また、不法投棄された廃家電の回収費用について、町村の財政負担とならないようにすること。

- (4) 自動車リサイクル法の見直しにあたっては、使用済自動車の定義を明確化にするとともに、警察等関係機関による協力体制の構築や国の役割を明確に位置づけるなど不法投棄処理体制の枠組みを検討すること。

また、不法投棄車の回収費用について、町村の財政負担とならないようにすること。

3 廃棄物処理対策の充実強化

- (1) 「廃棄物処理施設整備計画」に基づき、一般廃棄物処理の3R〔リデュース（発生抑制）リユース（再使用）リサイクル（再利用）〕及び廃棄物系バイオマスの利活用推進のため、廃棄物処理施設の計画的な整備を推進すること。
- (2) 廃棄物処理施設の解体に係る適切な措置を講じること。
- (3) 産業廃棄物処理については、最終処分場の確保に対し、必要な財源措置を行うとともに、周辺地域の環境保全に対し、万全を期すること。
- (4) 産業廃棄物の不法投棄については、監視体制の充実により、未然に防止するための対策を強化すること。
- (5) PCB廃棄物、石綿含有廃棄物及び処理困難な廃棄物については、製造、販売業者及び処理業者等の法的責任の拡大と監視体制の強化を図ること。
- (6) 海岸漂着物対策を推進するために必要な財政措置について、法制化を早急に図ること。
- (7) 座礁船の船体撤去については、無保険等により地方公共団体がやむを得ずその費用を負担する場合があるため、全て国の責任において必要な措置を講じること。

4 有害化学物質対策の強化

- (1) ダイオキシン類等の有害化学物質の発生を防ぐため、ダ

イオキシン類排出抑制等の技術支援を強化すること。

- (2) 生体に悪影響を及ぼすとされるいわゆる環境ホルモンについて、早急にその有害性及び環境リスクを解明し、法規制などの抜本的対策を講じること。

5 生物多様性の保全

現在、検討されている「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進に関する法律案」については、鳥獣被害対策と整合性を図り、生息環境と人との棲み分けに配慮した対策を講じること。

また、その実施にあたっては、広域的連携を図るため、鳥獣被害対策と同様、都道府県を中心とする制度設計を構築すること。

第10 情報化施策の推進と地上デジタル放送への円滑な移行

いつでも、どこでも、誰でも、ゆとりと豊かさを実感できるユビキタスネット社会の早期実現のためには、高度ネットワークインフラなどICT基盤整備を積極的に促進するとともに、デジタル・ディバイドの解消、電子自治体の推進、人材の育成など総合的な情報化施策の推進が不可欠である。

また、地上デジタル放送への移行期限の平成23年7月が間近に迫っており、移行対策が急がれる。

よって、下記事項の実現を図られるよう強く要望する。

記

1 情報化施策の推進

- (1) 住民基本台帳ネットワークシステムの運用については、市町村の事務負担の軽減を図るとともに、市町村が行う個人情報保護及びセキュリティ対策に対する技術的支援を充実すること。

さらに、現在、検討されている社会保障と税の共通番号制度の導入については、既存の住民基本台帳ネットワークシステムを活用すること。

- (2) 地域情報化のための地域公共ネットワークの整備を推進

するとともに、地理的条件不利地域におけるデジタル・ディバイドを解消するため、移動通信用鉄塔、民放テレビ放送難視聴解消施設、インターネット基盤、光ファイバ網、CATV施設等の整備を促進すること。

- (3) 障害者、高齢者等を含めた誰もがICTを活用できる情報バリアフリー環境を実現するための措置を講じること。
- (4) 総合行政ネットワークや行政手続のオンライン化にかかる基盤整備に対する支援の充実及び利活用の一層の促進を図ること。
- (5) ICT社会に対応した人材を育成するため、学校教育の情報化、情報リテラシーの向上、専門家の育成など総合的な施策を展開すること。

2 地上デジタルテレビ放送への円滑な移行

- (1) 地上デジタルテレビ放送への完全移行に向け、国及び放送事業者の責任において、徹底した広報を行い、周知を図ること。
- (2) 完全移行時に受信環境の整備が整わない地域に対しては、適切な対策を講じること。
- (3) 地域情報の発信や交流に大きな役割を担う地域放送局の中継局のデジタル化に係る財政支援措置の拡充を図ること。

第 11 地域保健医療の向上

我が国の医療をとりまく環境は、産科医、小児科医をはじめとする医師不足や診療科及び地域における医師の偏在の問題など極めて深刻な状況にある。

また、地域医療の確保のため重要な役割を果たしている自治体病院等は、採算性の確保が難しい医療を担っていることなどから、その多くが厳しい財政状況にある。

よって、下記事項の実現を図られるよう強く要望する。

記

1 地域保健の充実

- (1) 保健師、助産師、栄養士等の養成確保を図るとともに、地域の実情に応じた適切な配置ができるよう配慮すること。
- (2) アスベストによる周辺住民等の健康被害について、引き続き実態調査を行い、健康被害を受けた周辺住民等に対する検診、医療費補助等の必要な措置を講じること。

また、健康被害者の救済、今後の被害を未然に防止するため、「アスベスト問題に係る総合対策」を強化し、万全の措置を講じること。

2 地域医療体制の整備

- (1) 産科医・小児科医・麻酔科医等をはじめとする医師不足や女性医師の離職、出産・育児等との両立、地域間・診療科間の医師偏在の実態を踏まえた医師確保対策を講じること。
- (2) 過疎地域等への医師の勤務を義務付ける全国的なシステムを緊急に構築すること。
- (3) 看護師等の養成を図るとともに、地域の偏在について早急に改善策を講じること。
- (4) 地域医療の中核として重要な役割を果たしている自治体病院等が健全かつ安定した経営を維持できるよう適切な財政措置を講じること。
- (5) 救急医療体制の体系的な整備を推進するとともに、救急医療情報センターの整備促進を図ること。

特に、周産期医療及び小児救急医療体制の充実強化を図るとともに、産科、小児科に対する診療報酬の改善を図ること。

3 へき地保健医療の確保

- (1) 「第11次へき地保健医療計画」の策定にあたっては、国においても、総合的な対策を講じること。

- (2) ドクターヘリ等救命救急ヘリコプター、巡回診療車(船)等の適切な運用を図ること。

4 新型インフルエンザ対策について

- (1) 今回の新型インフルエンザのように未知の感染症が発生した場合には、国の責任において全国統一的にワクチン接種を実施するとともに、国の具体的な役割と責任を明確にし、確実な財政措置を行うこと。
- (2) 今後検討する強毒性インフルエンザに係る総合的な対策の構築にあたっては、その重要な柱となるワクチン接種のあり方について、地方と十分協議し、その意見を踏まえたうえ、予防接種法の抜本的な改正を講じること。

第 12 医療保険制度の改善

厳しい経済情勢や就業構造の変化、高齢者や低所得者の増加等により、国民健康保険財政は極めて厳しい状況にある。

国民皆保険制度を堅持し、我が国社会の安定を確保するためには医療保険間における保険料負担の格差・不平等の解消を図り、国保と被用者保険との一本化が必要である。

また、後期高齢者医療制度については、現在、現行制度廃止後の新たな制度のあり方について検討が行われている。

よって、下記事項の実現を図られるよう強く要望する。

記

1 医療保険制度の一本化の積極的な推進

我が国の医療保険制度の将来像を明確化し、各医療保険制度間の給付と負担の公平化を図るため、全ての国民を対象とした医療保険制度の一本化を積極的に推進すること。

2 国民健康保険財政制度の見直し

- (1) 高齢者や低所得者の増加、医療費の高騰等により、一般住民の命を支える国民健康保険財政はますます厳しくなっており、市町村は多額の貴重な一般財源を国民健康保険会

計へ繰り入れている。これが市町村財政の窮乏化の大きな要因となっていることから、国民健康保険の運営主体については、国が行うこと。

- (2) 国民健康保険財政安定化のため、財政調整交付金制度の充実を図ること。
- (3) 診療報酬体系及び薬価基準を見直し、医療費の適正化を図ること。
- (4) 保険料(税)負担の平準化のための適切な措置を講じること。
- (5) 難病等の特殊な疾病については国の負担とすること。
- (6) 特定健康診査・特定保健指導が円滑に実施されるよう適切な措置を講じること。

3 高齢者医療制度について

- (1) 後期高齢者医療制度の廃止に伴い、国民健康保険制度の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じること。
- (2) 新制度発足に伴う事務経費や電算システム経費等については、必要な額を確実に確保するとともに、速やかな情報提供と十分な準備期間を設けること。

第13 老人保健福祉対策の充実強化

超高齢化社会を迎える中、高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進し、老人保健福祉対策のさらなる充実を図るため、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 介護保険制度の円滑かつ安定的な運営

- (1) 将来にわたり安定的で持続可能な介護保険制度を維持するため、保険者たる町村の意見を十分に尊重し、負担と給付の関係の適正化を図ること。
- (2) 「自立支援」と「在宅重視」の基本理念に則り、被保険者が重度の要介護状態になった場合においても、可能な限り在宅生活が継続できるよう在宅支援体制の整備を図ること。
- (3) 介護保険料の徴収については、制度創設の際に導入された年金からの特別徴収の趣旨を踏まえ、安易に選択性を導入しないこと。
- (4) 調整交付金については、国庫負担の外枠として措置するとともに、財政安定化基金に係る財源は町村の負担としないこと。

- (5) 介護が地域の雇用の場として成長していけるよう、介護職員の処遇改善のための「介護職員処遇改善交付金」を充実強化すること。
- (6) 介護報酬の算定基準について、事業者が適切な運営とサービスの質の確保ができるよう、各種介護保険サービスの実態を十分踏まえ、適切な見直しを行うこと。
また、地域性にも十分配慮したものとする。
- (7) 認定調査員、介護支援専門員、認定審査会委員等の研修を充実すること。

2 老人保健福祉対策の強化

- (1) 健康づくりの拠点としての介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の機能の複合化が図られるよう制度を明確化し、適切な措置を講じること。
- (2) 寝たきり予防対策や生きがい対策など介護予防・生活支援合い事業が積極的に実施できるよう適切な措置を講じること。
- (3) 認知症の高齢者に対する総合的対策の推進を図ること。
- (4) 働く意欲のある高齢者が多様な就業の機会を確保できるよう、雇用対策を充実させること。

第 14 少子化社会対策の推進及び社会福祉対策の強化

少子・高齢化の急速な進展等に伴い、今後ますます増大・多様化が見込まれる社会福祉対策の充実強化を図るため、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 少子化対策の推進

- (1) 「子ども・子育てビジョン」を着実に推進すること。
- (2) 平成 23 年度以降の子ども手当については、全額国費とし、市町村の負担とならないようにすること。
- (3) 子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）事業については、平成 23 年度以降も継続するとともに、更なる財政措置の拡充を図ること。
- (4) 「子ども・子育て新システム検討会議」において検討されている、幼保一元化や待機児童解消を含む新たなシステムの構築にあたっては、地域の実情を十分に踏まえ、国と地方の役割分担の明確化が図られるよう制度設計を行うこと。
- (5) 妊婦健診への公費負担（14 回分）及び出産育児一時金（42 万円）の現行制度を恒久化するとともに、費用負担

については、全額国費で実施すること。

- (6) 中学校卒業までの医療費の無料化を全国一律の制度として創設すること。
- (7) 男女共同参画社会づくりに向け、第2次基本計画を着実に推進すること。
- (8) 若者の就労支援等の自立促進を図ること。

2 障がい者福祉対策の強化

- (1) 「障がい者総合福祉法（仮称）」の制定にあたっては、市町村と十分に協議するとともに、現場に混乱が生じることのないよう、適宜適切な情報提供を行うこと。
また、新制度発足に伴うシステム改修費等の経費については、全額国庫負担とすること。
- (2) 心身障害者（児）福祉施設の整備促進を図るとともに、各種公共施設及び公共交通機関のバリアフリー化に係る適切な措置を講じること。

第15 教育・文化の振興

将来を担う子どもや青少年の育成を目指して創造的で豊かな心を育てる教育の実現を期するとともに、国民の生涯にわたる教育、文化等の振興・充実を図るため、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 義務教育の充実改善

義務教育については自治事務であり、地域の実情に応じ、創意・工夫をこらした教育を行うため権限及び財源を地方に移譲すること。

2 教育委員会の必置規制の緩和

教育委員会の「必置規制」を、地域の実情に応じて地方公共団体が自主的に設置できるようにすること。

3 児童生徒の安全対策等の強化

- (1) 登下校中に児童生徒が犯罪に巻き込まれる事件が多発していることから、安心して学べる環境を確保するため、通学路や小中学校内の警備・警戒体制を強化する「地域ぐる

みの学校安全体制整備推進事業」について必要な財政措置を講じること。

- (2) 児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であると同時に、大地震など災害時における地域住民の応急避難場所の役割を果たすことから、学校施設の耐震化について必要な財政措置を講じること。

- (3) いじめ、暴力行為や不登校など児童生徒の問題が依然として憂慮すべき状況にあり、高度に専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を活用するなど学校におけるカウンセリング機能を拡充するとともに、効果的に配置できるよう適切な措置を講じること。

4 学校における食育の推進

学校給食における地場産物の活用や米飯給食を推進するとともに、学校における食育の充実を図ること。

5 へき地学校の通学条件の改善

遠距離通学費及びスクールバス・ボート等購入費に対する必要な財政措置を講じること。

6 小・中学校等放送受信料免除措置の継続

小学校、中学校等に対する放送受信料免除措置は、今後と

も継続すること。

7 青少年健全育成対策の充実

青少年がインターネットを介して犯罪やトラブルに巻き込まれるケースが増えていることから、家庭、学校並びに地域社会が一体となって健全育成機能の強化と青少年を取り巻く社会環境の整備等、基本的かつ総合的な対策の充実強化を図ること。

8 文化財保護の充実

文化財の保存対策の万全を期するため、国・都道府県・市町村の責任範囲を明確化するとともに、史跡等文化財保護に対して適切な措置を講じること。

第 16 生活環境施設の整備促進

水・緑豊かで潤いや景観、文化、観光交流等に配慮した環境整備を推進し、豊かさを実感できる地域社会を構築するため、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 水道施設の再構築及び安全強化

老朽化した水道施設の再構築事業及び安全強化について財政措置を講じること。

2 下水処理施設の整備促進

(1) 社会資本整備重点計画に基づき、著しく立ち遅れている町村の下水道施設整備を重点的に推進するとともに、財政措置を充実すること。

また、特定環境保全公共下水道事業の整備を図ること。

(2) 汚水処理事業の効率化を図るため、処理施設の相互接続の弾力化等を図ること。

(3) 生活排水等による公共用水域の汚濁防止等を推進するため、浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業の推進を図ること。

3 公園等の整備促進

- (1) 社会資本整備重点計画に基づき、著しく立ち遅れている町村における公園の整備を重点的に推進するとともに、財政措置を充実すること。
- (2) 良好な水辺空間を創造する事業や多自然川づくりなど、潤いのある河川環境を保全・創出する事業を積極的に推進すること。

第 17 国土保全・防災対策の充実強化

国土を保全し、各種災害から住民の生命・身体及び財産を守り、社会生活の安定を確保するため、阪神・淡路大震災及び岩手・宮城内陸地震等の経験を踏まえ、東海地震、東南海地震・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震並びに台風、集中豪雨に備えるための各種災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策等関連諸施策等の総合的な推進を図る。

また、町村の消防力を充実し、消火・救急・救助体制を整備が必要である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 国土保全対策の強化

社会資本整備重点計画に基づき、治水事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業を積極的に推進すること。

2 地震・津波・火山噴火対策の強化

- (1) 電気、ガス、上下水道等のライフライン施設や基幹となる交通・通信施設等の災害に対する安全性・信頼性を強化すること。

- (2) 避難住民の安全性を確保し、避難活動を迅速かつ的確に行うため、防災公園、緑地、学校等避難地の整備と避難路の確保を図るため、必要な財政措置を講じること。
- (3) 地震・津波・火山噴火予知観測網の整備を促進するとともに、予知観測施設の強化及び災害予報体制を確立すること。
- (4) 地震防災対策特別措置法を改正し、平成23年3月末までとなっている財政上の特別措置の期限を延長すること。

3 災害救助・災害復旧対策の強化

- (1) 災害救助法の救助基準の改善を図ること。
- (2) 激甚災害、天災融資法の適用基準を緩和するとともに、適用の迅速化を図ること。

4 消防体制の充実強化

- (1) 平成24年度までの消防の広域化の実現にあたっては、町村の実情を十分考慮し、必要な財政措置を講じること。
- (2) 多様化する災害に対応するため、消防の科学化を促進するなど消防防災施設整備について、適切な措置を講じること。
- (3) 災害時における的確な情報の収集・伝達を行うため、防災行政無線・消防救急無線のデジタル化の整備をはじめ高

度防災情報通信体制の整備促進を講じること。

- (4) 救急現場・搬送途上の医療を充実するため、高規格救急自動車、消防防災ヘリコプター、高度救命処置用資機材等の整備を推進するとともに、救急救命士の養成確保と能力拡大を図ること。
- (5) 山村豪雪地域、過疎地域、離島等の厳しい自然条件下にある町村に対し、それぞれの実情に即応した消防施設の整備について、適切な措置を講じること。

5 消防団の活性化

- (1) 消防団は地域防災体制の中核的存在として重要な役割を果たしているため、多くの住民が参加しやすい環境を作るとともに施設装備及び教育訓練等の充実を図ること。
- (2) 消防団員に対する報酬・出動手当の引上げ、公務災害補償の充実及び退職報償金の改善措置等の処遇の改善を行うことにより、消防団の活性化を図ること。
- (3) 団員の確保を図るため、国における啓発及びPRを含め適切な措置を講じること。

6 国民保護法制の円滑な運用

国民保護に必要な資機材等の整備支援や地方公共団体の危機管理研修の充実強化等、有事における国民保護に関する

措置を充実すること。

第 18 地域改善対策の推進

同和問題は、日本国憲法で保障された国民の基本的人権にかかわる重要な問題であり、これまで国及び地方公共団体は地域改善対策事業の積極的な推進により、生活環境整備等の諸対策を実施し、一定の成果をあげてきた。

しかしながら、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「地対財特法」とする。)が失効した現在も、未だ多くの課題が残されており、引き続き課題の解決に向けた積極的な取り組みが必要であり、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 一般対策事業の円滑な実施等

- (1) 「地対財特法」失効に伴い、一般対策に移行した事業を引き続き円滑に実施できるよう十分な財政措置を講じること。
- (2) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」による施策を実施する町村に対し、十分な財政措置を講じること。

2 実効性のある人権救済制度の確立

独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある人権救済制度を早急に確立すること。

第 19 交通体系の整備促進

日常生活の基盤としての町村道、並びに高速自動車国道等の道路網の整備を図るとともに、地方における交通体系を整備促進するため、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 道路網の整備促進

- (1) 社会資本整備重点計画に基づき、著しく立ち遅れている町村道の整備を重点的に推進するとともに、地域生活に密着した道路整備が安定的に実施できるよう、財政措置を充実すること。
- (2) 高規格幹線道路、地域高規格道路の整備及びこれに関連する幹線道路の整備を推進すること。
- (3) 道路整備における「事業の必要性」・「費用対効果」の判断にあたっては、町村の意見を十分踏まえ、災害防除対策、交通安全施設整備など地域の実情を適切に反映すること。
- (4) 国道・都道府県道及び市町村道の均衡ある道路網の整備を推進するため、適切な財政措置を講じること。

2 地域交通対策の促進

- (1) 地域住民に不可欠な地方バス路線については、赤字路線を多く抱える町村の実情に鑑み、路線維持対策に必要な財政措置を講じること。
- (2) 地域公共交通の維持・再生については、町村の実態を十分踏まえ、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく適切な財政措置を講じること。
- (3) 高速道路を無料化する場合は、地域経済への波及効果、公共交通機関（離島航路など）に与える影響などを十分考慮し、地域住民の生活に支障が出ないように、交通事業者に対する支援措置を講じること。
- (4) 高速道路の新料金体系においては、地域間格差をもたらしさないようにすること。

3 鉄道、空港、港湾の整備促進

- (1) 整備新幹線の既着工区間及び新規着工区間の建設を促進するとともに、未着工区間についても整備スケジュールを明確化するなど、新幹線鉄道網の整備を推進すること。
- (2) 地方空港路線が地方の産業・経済及び地域住民の生活に多大な便益を与えていることを踏まえ、全国の航空ネットワーク及び地方路線の維持のための措置を講じること。
- (3) 国内及び国際物流と交流の拠点となる港湾施設の整備を推進すること。

第 20 北方領土の早期返還の実現及び竹島の領土権確立

歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島からなる「北方四島」及び島根県隠岐島北西 8 5 海里に位置する「竹島」は我が国固有の領土である。

しかしながら、北方四島及び竹島の領有権に係る問題は、長年にわたる交渉にもかかわらず、未だ解決されていない。

国においては、これらの問題の解決のため、精力的に外交交渉を行うよう下記事項の実現を強く要望する。

記

1 北方領土の早期返還の実現

北方領土の早期返還は、国民の多年にわたる念願であり、国は、日口両国首脳の合意である「日口関係に関する東京宣言（平成 5 年 1 0 月）」等を踏まえ、今後も引き続き、北方四島の早期返還実現のため、粘り強く外交交渉を続けるとともに、国民世論の啓発及び国際世論の喚起に積極的に努めること。

2 竹島の領土権確立

(1) 我が国固有の領土である竹島の領土権を侵害する動き

に対しては、嚴重に抗議を行うとともに、国際司法裁判所における解決を含め、領土権の早期確立に向けた強力な外交交渉を行うこと。

- (2) 竹島周辺漁業における安全操業の確保を図ること。
- (3) 竹島問題に対する取り組みを北方領土と同様に強化し、国民への積極的な啓発活動を展開すること。

第 21 国土政策の推進

少子・高齢化の急速な進展、グローバル化、ICTの発展等環境の変化に即応して、国土の均衡ある発展と地域主権改革を推進し、それぞれの地域が特性に応じた役割を担いつつ、個性と活力のある地域づくりを推進できるよう、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 国土形成計画法に基づく「国土形成計画」の推進

国土形成計画(全国計画)を実施するにあたっては、美しく暮らしやすい農山漁村地域を形成するための振興対策を推進すること。

2 国土調査事業の強化及び土地台帳の制度化

全国の土地所有・利用実態を明らかにするため、土地台帳制度を構築し、地籍調査については公共事業により推進を図ること。

3 資源エネルギー施設立地地域対策の推進

(1) 水力・火力・原子力発電等エネルギー施設の立地地域に

対して、電源立地地域対策交付金をはじめとする財政措置の充実強化を図ること。

- (2) 原子力発電所については、国が責任を持って総合的なチェック体制を確立し、安全対策及び防災対策に万全を期すること。

4 水資源対策の推進

- (1) 水源地域における生活環境、産業基盤を整備し、水源地域住民の生活の安定と福祉の向上を図るため、水源地域対策特別措置法成立前の既設ダムを有している町村を含め、ダム所在町村に対するきめ細かな財政措置を講じること。
また、水源地域における廃棄物の不法投棄防止のため、監視体制の強化等、水道の安全性の確保を図ること。
- (2) ウォータープラン 2.1 に基づき、異常渇水等に対応した安定的な水資源を確保するため、総合的な水資源開発にかかる施策を推進すること。
- (3) 水源複層林の整備及び水源林対策の拡充を図るとともに、放置山林の対策を強化すること。

第 22 特定地域の振興

過疎、半島、旧産炭、豪雪、鉱山所在、離島、沖縄・奄美・小笠原など特定地域の振興を図るため、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 過疎地域の振興

- (1) 地方交付税を充実し、過疎地域町村の財政基盤を強化すること。また、過疎地域の自立促進を図るため、過疎対策事業債、辺地対策事業債の所要額を確保すること。
- (2) 過疎地域の活性化を図るため、集落対策、都市との交流、人材の育成、多様な主体の協働による地域社会の活性化などのソフト事業に対して支援を強化すること。
- (3) 過疎地域における郵政サービスが果たす役割を十分踏まえ、郵便事業の低下をきたすことのないよう必要な措置を講じるとともに、郵便貯金・簡易保険についても、全国一律サービスの義務を課し、全国の郵便局を通じ公平かつ利用者本位の簡便な方法で利用できる仕組みを構築すること。
- (4) 現行の過疎対策法上の国税に関する「事業用資産の買換

えの場合の課税の特例」及び「償却資産の特例」について、平成 23 年 4 月以降についても引き続き措置するとともに、より充実したものとする。

2 半島地域の振興

- (1) 半島地域の振興に資するため、関係道府県が策定する「半島振興計画」に基づく施策が着実に実現できるよう金融・税制・財政上の支援措置を充実すること。
- (2) 国土幹線軸からの遠隔性を解消するため、道路、鉄道、港湾等の交通基盤の整備を促進すること。
- (3) 観光基盤の整備を促進し、半島地域の優れた観光資源を活用した観光レクリエーション産業を育成すること。
- (4) 地理的条件から水資源の乏しい半島地域の総合的な水資源対策を推進すること。
- (5) 遅れが著しい下水道処理施設等の整備を促進すること。

3 旧産炭地域の振興

産炭地域の振興に大きな役割を果たしてきた国の石炭政策は平成 13 年度をもって終了し、法失効後の施策として、5 年間の激変緩和措置が実施されてきたが、平成 18 年度をもって終了した。

しかし、多くの旧産炭地域町村においては、今なお人口の

流出、財政の悪化、ぼた山・鉾害の残存等多くの課題を抱えている。

国は、このような旧産炭地域の厳しい現状を直視し、今後とも地域の実情に即した振興対策を講じること。

4 豪雪地帯の振興

(1) 雪国の特性に応じた豊かな地域づくりを進めるため、「豪雪地帯対策基本計画」に基づき、総合的な豪雪地帯対策を推進すること。

(2) 冬期交通を確保するため、道路、歩道、鉄道及びバス路線等の除雪・防雪・凍雪害防止対策の充実を図ること。

また、除雪機械に係る燃油価格の高騰に対処するため、揮発油税及び軽油引取税の減免措置を講じること。

(3) 積雪による通信機能の停滞を防ぐため、通信用施設の整備促進と雪害防除策の強化を図ること。

(4) 耐雪耐寒構造の文教施設、生活環境施設、社会福祉施設等各種公共施設の整備を促進すること。

(5) 冬期無医地区等に対する医療体制を強化すること。

(6) 豪雪地帯町村に対し、地方交付税の傾斜配分強化を図るとともに、地方債の起債枠を拡大すること。

(7) 雪下ろしが不要となる克雪住宅の普及に係る支援を促進すること。

- (8) 雪処理の担い手を確保するため、ボランティアの育成や地域外からの応援に対する支援策を講じること。
- (9) 雪崩、地すべり、地吹雪等から人命や財産を守るため、雪害防止対策を強化すること。
- (10) 冬期における消防機能の低下を防ぐため、消防施設・設備の整備に係る財政措置を拡充すること。

5 鉱山所在地域の振興

- (1) 鉱山所在地域の振興対策を推進するとともに、税財源対策の強化を図ること。
- (2) 国内鉱山の探鉱開発の推進及び金属鉱産物備蓄制度の充実を図ること。
- (3) 金属鉱業研修技術センター支援措置の強化を図ること。
- (4) 鉱害防止対策の充実強化を図ること。
- (5) リサイクル事業支援の拡充等環境対策の推進を図ること。
- (6) 鉱山跡地の利用等、鉱山資源の活用に対する財政措置の拡充強化を図ること。

6 離島地域の振興

- (1) 「離島振興計画」及び「海洋基本法」により策定された「海洋基本計画」に基づき、総合的な離島振興対策を推進すること。

- (2) 地方交付税の傾斜配分を強化し、過疎対策事業債、辺地対策事業債の確保等により、離島市町村財政の充実強化を図ること。
- (3) 港湾、漁港、道路等の離島振興関係事業を促進するため財政措置の充実を図ること。
- (4) 離島における経済活性化と定住化を図るため、農業・漁業の振興発展を図るとともに、都市と農山漁村の共生・対流を積極的に推進すること。
- (5) 離島における航路について、国道と同等の取り扱いをし、それに見合った運賃・料金になるよう支援措置を講じること。
- (6) 離島における航空路線の維持に係る財政措置を強化すること。
- (7) 離島医療の深刻な事情に鑑み、医師・医療従事者の確保、救急医療対策の強化並びに病院・診療所の施設整備等の離島医療対策の充実強化を図ること。
- (8) 離島地域の介護保険制度を円滑かつ安定的に実施するため、介護サービス基盤整備等の財政措置を充実すること。
- (9) 離島における公立文教施設の整備並びに伝統的文化の保存・振興を図ること。
- (10) 離島の生活環境等を改善するため、必要な水資源の確保を図るとともに、環境衛生施設等の整備やエネルギー対策

の強化を図ること。

- (11) 家電リサイクル法等による「指定引取場所」を離島に設置するとともに、本土に比べ大幅に高額となる収集運搬費用等に対する財政支援措置を拡充すること。
- (12) 離島における地震・津波・火山噴火等に対応するため、観測体制を強化するなど総合防災対策の充実を図ること。

7 沖縄・奄美・小笠原地域の振興

- (1) 沖縄の振興を図るため、港湾、漁港、道路及び空港等産業基盤の整備を促進するとともに、医療体制、生活環境施設等住民福祉向上のための財政措置を充実強化すること。
- (2) 奄美群島・小笠原諸島の振興を図るため、交通・観光・産業基盤、生活環境施設等の整備を促進するとともに、自立的発展に向けた島づくりを進めていくための財政措置の充実強化を図ること。